

## 平成29・30年度工事希望調査（随時）の実施について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部における平成29・30年度工事希望調査追加受付（随時）を次のとおり実施します。

本調査は、次回の定期受付による工事希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。

### 1 調査対象工事区分等

- (1) 4(1)③の希望地区区分において、指名競争入札により発注が見込まれる工事に係る工事区分（別掲「平成29・30年度調査対象工事区分表」参照）を対象とします。
- (2) 調査は工事希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。  
※ 資料の受付は、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティにて行います。

### 2 調査資料の提出要件

独立行政法人都市再生機構（以下「当機構」という。）東日本地区における平成29・30年度の競争参加資格の認定を受け、当機構が工事区分ごとに定める要件（格付・地理的条件・技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、平成29・30年度の建設工事競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付工事区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

### 3 調査資料の作成要領の交付

調査資料は当機構ホームページ（下記URL参照）からのダウンロードにより交付します。

機構ホームページURL <http://www.ur-net.go.jp/orders/east/order.html>

### 4 調査資料の受付

調査資料は、「保全関連工事に係る工事希望調査申込確認一覧表」に記載されている地区の内、希望する地区区分（以下「希望地区区分」という。）に○印を記載し、希望する工事区分ごとに作成してそれぞれの受付担当部課に提出が必要です。

(1) 定期受付【受付終了】

- ① 受付方法 簡易書留（調査資料の配送状況が確認できる他の方法でも可）による郵送 **※持ち込みによる提出は不可**

希望地区区分が北海道地区を除く地区に係るものは工事区分ごとのURコミュニティの担当部課に、北海道地区に係るものは、北海道住まいセンター技術サポート課に送付してください。

- ② 受付期間

平成29年4月17日（月）から平成29年4月28日（金）まで（必着）

- ③ 送付場所

希望地区区分が北海道地区を除く地区に係るもの

〒163-1342

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー42階

株式会社URコミュニティ コミュニティ推進部（担当部課 宛）

希望地区区分が北海道地区に係るもの

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西3-1-44 ヒューリック札幌ビル5階

株式会社URコミュニティ 北海道住まいセンター技術サポート課 宛

※希望する次表の工事区分ごとに調査資料を送付してください。

希望地区区分	工事種別	工事区分	担当部課	電話番号
東京都区部地区 多摩地区 千葉地区 茨城地区 神奈川地区 埼玉地区	保全建築	住戸内建築等修繕工事 共用部建築等修繕工事 外壁等修繕工事	URコミュニティ コミュニティ推進部 エリア技術課	03-5323-2275
	塗装	塗装工事		
	防水	防水工事		
	保全土木	土木修繕等工事		
	造園	造園再整備工事		
	電気	電気設備等修繕工事 テレビ共聴設備修繕等工事	URコミュニティ コミュニティ推進部	03-5323-2277
管	機械設備修繕等工事	エリア設備課		

希望地区区分	工事種別	工事区分	担当部課	電話番号
北海道地区	保全建築 保全土木 電気管 造園 塗装 防水	住戸内建築等修繕工事 共用部建築等修繕工事 外壁等修繕工事 塗装工事 防水工事 土木修繕等工事 造園再整備工事 電気設備等修繕工事 テレビ共聴設備修繕等工事 機械設備修繕等工事	URコミュニティ 北海道住まいセンター 技術サポート課	011-281-3715

※ URコミュニティ コミュニティ推進部では北海道地区の受付はできませんので、ご注意ください。

※ 北海道住まいセンターでは北海道地区以外の地区の受付はできませんので、ご注意ください。

※ 複数の工事区分について調査資料を提出する場合は、工事区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

※ 同種の工事区分で複数の希望地区区分（北海道地区を除く。）に申し込む場合は、提出する調査資料は1部で結構です。

## (2) 追加受付（随時）

- ① 受付方法 簡易書留（調査資料の配送状況が確認できる他の方法でも可）による郵送 **※持ち込みによる提出は不可**

希望地区区分が北海道地区を除く地区に係るものは工事区分ごとのURコミュニティ コミュニティ推進部の担当部課に、北海道地区に係るものは、北海道住まいセンターに送付してください。

- ② 受付期間

平成29年7月3日（月）から平成31年3月29日（金）まで（必着）

- ③ 送付場所

(1)③と同じ

## (3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、ヒアリング等を行うことがあります。なお、その場合のヒアリング等は、独立行政法人都市再生機構業務受託者である株式会社URコミュニティの担当部課から行います。

## 5 その他

- (1) この調査は、調査対象工事の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。
- (2) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停

止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

- (3) 提出された調査資料は、原則として返却しません。
- (4) 工事発注手続きに当たっては、独立行政法人都市再生機構業務受託者である株式会社URコミュニティから連絡等を行います。但し、西埼玉住宅管理センター発注分は独立行政法人都市再生機構西埼玉住宅管理センターから連絡等を行います。
- (5) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には工事の品質確保のために入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。

技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

## 6. 調査資料の作成及び提出に係る問合せ先

### 【本掲示に関する問合せ先】

4 (1) ③の表に記載の担当部課までお願いします。

問合せ受付時間：平日 9：30 から 17：30 まで（12：00～13：00 を除く）

### 【建設工事競争参加資格等その他一般事項の問合せ先】

当機構東日本賃貸住宅本部 総務部首都圏入札課（電話 03-5323-2588）までお願いします。

問合せ受付時間：平日 9：30 から 17：30 まで（12：00～13：00 を除く）

## 7. 調査票のあて先について

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

以 上